

全国統一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
3. 過積載復活させるな



建交労全国ダンプ部会

発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

第24回全国ダンプ部会総会 全国から17組織27名が参加

起 決 総

ダンプの経済闘争を推進し 組合員拡大に力を尽くそう

全国ダンプ

全国ダンプ部会は、1月27日(日)～28日(月)に東京都内で第24回定期総会を開き、全国から17組織27名が参加しました。

総会では、ダンプの低単価・労働条件の改善をすすめる経済闘争の推進、過積載根絶・交通安全の実現と結び付けた要求闘争を前進させるための

力となる組織拡大を全ての組織が取り組むことを意思統一しました。また、元全国税労組委員長を講師に「労働組合の収益事業に関する会計処理・インボイス制度」についての学習会も実施しました。その他、国土交通大臣宛署名、要求アンケートの推進することを確認しました。

きた。単価を徐々に引き上げ頑張っている(北陸)、「沖縄県宮古島で拡大を前進させた。離島の影響もありダンプの単価が異様に安いので、今後は使用促進闘争にとりくむ(沖縄)など、2日間で延べ16名が発言しました。

開会あいさつで森谷稔部会長は、「大手ゼネコン各社は、大もうけをしながらダンプや建設労働者に単価・賃金を叩いて、莫大な内部留保をしている。過積載根絶の課題とも大きくかかわっている。今こそ全国ダンプの出番です。全国各地で経済闘争を推進しましょう。」と訴えました。

告と運動方針案」等を提案しました。「労働組合における収益事業会計処理・インボイス制度」について、元全国税副委員長の八代司氏を講師に学習しました。(主な内容は裏面記事に掲載)

末から就労を開始した(札幌)、「ブロックでの使用促進の統一闘争で1万台の就労枠を合意した。日々現場での様々なトラブルを乗り越えて頑張っている(東北)、「八ッ場ダム関連工事の使用促進闘争では県土木事務所に指導させ、地場業者の対応を変えさせた(群馬)、「北陸新幹線工事での合意現場を作って

また新役員体制の選出では、全国幹事は、北信越ブロック

部会長 森谷稔(福島)、副部会長 山内健人(栃木)、横坂英治(群馬)、事務局長 廣瀬肇(中央)

全国幹事 昆茂太郎(岩手)、高橋英晴(神奈川県)、矢野卓哉(埼玉)、高橋立顯(東海)、中本誠治(北陸)、兎澤貴博(滋賀)、武田喜成(広島)、富岡鉄平(沖縄)

監査 石井勝巳(栃木)



主催者あいさつをおこなう森谷稔部会長 (1月27日東京都内)



組織拡大で表彰された4組織 (左から徳島、北陸、沖縄、神奈川)

ダンプの実態を明らかに アンケート活動に協力を

安倍働き方改革の影響で、労働時間を短縮する取り組みが始まっています。日建連は週休2日制の一斉導入・土日の現場閉所にとりくんでいます。二〇一八年度から国交省は、週休2日制を実施した現場で元請に「労務単価5%増」の設計変更を認める措置をとっています。しかし、ダンプや建設労働者に直接支払われる仕組みにはなっていません。週休2日制の下でも過積載をせずに生活できる単価・賃金がダンプや建設労働者に支払われるよう発注者や元請に実施させることが求められています。そのためにも実態を明らかにする実態アンケートの集約に1人でも多くの仲間が積極的に協力して下さい。

建交労全国ダンプ部会第24回定期総会

2019年1月27日～28日 東京・台東区民会館



第24回定期総会で講演をおこなう八代司さん（1月28日東京都内）

労働組合の会計処理 総会で学習会を開催

全国ダンプ

収益事業とはなにか 課税に対する考え方

前提として労働組合は「営利」を目的としない団体で、登記をしている場合は、公益法人の扱いになります。登記していない労働組合の場合は人格のない社団等の扱いとなり、大きく2つに分かれます。公益法人等でも人格なき社団でも、収益事業をやっている場合は法人税の課税関係が発生します。何が収益事業かをこれからお話ししますけれども、その前に収益事業をやっていなくても労働組合の年間の組合費とかカンパも含めた収入金額が8千万円を超え

る公益法人等は、税務署に損益計算書、または収支計算書を提出しなければならぬという義務化が、平成8年3月に法律としてできました。今、当局は労働組合に対して損益計算書等を提出することを働きかけています。当局は損益計算書等を見て、収益事業の実施について勘定科目で判断します。人格なき社団の場合はこの提出義務はないので、断っても差し支えありません。

法人税法上の課税対象は「収益事業の所得に課税」です。問題は収益事業とは何かということです。資料に収益事業の範囲が書いてありますが、①34業種に該当するか、②その事業が継続してやられているかどうか、③事業場を設けて行われているかどうか、この3要件が大事です。この当局の資料を説明させてもらいたいのですが、「公益法人等の把握・管理」ということで去年の6月に東京国税局の第一国税統括官を集めて会議を行いました。国税庁なり国税局の事務年度は、7月から翌年6月までが1事務年度になっています。その事務年度の初めに、全管の幹部を集めて会議を開きます。これは去年の会議の資料の一部抜粋です。彼らがやろうとしていることですが、「公益法人等及び人格のない社団等に

ついては、税の優遇措置が設けられており、その活動内容に対する社会的関心が高いことから」「継続的な管理を強化し、情報収集を行うとしています。公益法人等ですから宗教学法人、労働組合などは当然入るわけです。そして、「法人税及び消費税の申告義務並びに源泉徴収義務の有無の判定や課税上の問題点の解明に努める」という方針を立てています。だから情報収集活動を行ない、労働組合の実態を把握しようとしています。情報収集をして公益法人の損益計算書が出てきた場合には、法人税法上の課税になるかどうかを判断します。もう1つは最近特に力を入れているのは消費税です。消費税の課税が発生するかどうかを検討しなさいと言っています。収益事業については書面照会や来署依頼等を実施するようにして、非収益事業も含めた法人全体の事業実態を適切に把握することになっています。当局の方針ですから各税務署では一生懸命に務めるわけです。「提出依頼」の文書や照会があった場合、担当者の判断だけではなく、機関討議をして対応を検討する必要があります。

今年10月から軽減税率の実施が予定されていますが、ポイントが10月までの現行の税率も8%で、軽減税率も8%ですが内訳が違います。消費税というのは、8%の中が国税と地方消費税に2つに分かれています。実際は全部税務署に申告して納税するようになっているわけですが、でも、地方消費税については国がその仕事をやっているから、逆に地方から手数料を取っています。消費税の税率は同じ8%だけでも、10月以降は国税と地方税の比率が少し違います。9月までに売上が済んでいるのか、それとも10月以降なのかというところは、税理士にとっても企業の会計処理を担当している方にとっても大事です。

インボイス制度は「適格請求書等保存方式」を4年後に導入しますが、法的には「適格請求書」になっていて、それまでの4年間は「区分記載請求書等保存方式」という言葉を使っています。区分記載請求書というのは、免税事業者も交付できます。ある事業者が免税事業者から仕入れた場合は仕入税額控除ができますが、インボイスになった場合はどうなるか。適格請求書を発行するために税務署で登録事業者となり、登録事業者番号をもらいます。その登録事業者番号が要件で、この請求書に書かないとダメなのです。番号と税額表示をしないといけない。その番号の記載のない請求書は適格請求書とは見なされず、課税仕入れができません。この適格請求書を偽造した場合は、懲役刑を含む罰則があります。免税事業者が取引から排除されないためには課税事業者の登録をして、1千万円以下でも消費税を納税することになります。ただし経過措置があって、「適格請求書等保存方式」が

「公益法人等の把握・管理」ということで去年の6月に東京国税局の第一国税統括官を集めて会議を行いました。国税庁なり国税局の事務年度は、7月から翌年6月までが1事務年度になっています。その事務年度の初めに、全管の幹部を集めて会議を開きます。これは去年の会議の資料の一部抜粋です。彼らがやろうとしていることですが、「公益法人等及び人格のない社団等に

今年10月から軽減税率の実施が予定されていますが、ポイントが10月までの現行の税率も8%で、軽減税率も8%ですが内訳が違います。消費税というの

インボイス制度は「適格請求書等保存方式」を4年後に導入しますが、法的には「適格請求書」になっていて、それまでの4年間は「区分記載請求書等保存方式」という言葉を使っています。区分記載請求書というのは、免税事業者も交付できます。ある事業者が免税事業者から仕入れた場合は仕入税額控除ができますが、インボイスになった場合はどうなるか。適格請求書を発行するために税務署で登録事業者となり、登録事業者番号をもらいます。その登録事業者番号が要件で、この請求書に書かないとダメなのです。番号と税額表示をしないといけない。その番号の記載のない請求書は適格請求書とは見なされず、課税仕入れができません。この適格請求書を偽造した場合は、懲役刑を含む罰則があります。免税事業者が取引から排除されないためには課税事業者の登録をして、1千万円以下でも消費税を納税することになります。ただし経過措置があって、「適格請求書等保存方式」が

2月6日（水）、東京都内のニッショーホールで「建設労働者2・6春闘イエローアクション」が開かれ、建交労を含めた首都圏の建設関連労働組合、中央生公連及び地方生公連の代表者など約400人が集まりました。今回は昨年末に安倍内閣が強行採決した「外国人受け入

れ拡大法案」（改正入管難民法）を受けて、現在建設産業で働く外国人労働者の声を紹介しました。建交労から、栃木ダンプ支部に所属して、スリランカ国出身で、現在ダンプに乗っている「ナンディカさん」に自らの経験を語ってもらいました。10年前に来日以後、日本語が全く分からない状況でも建設産業で様々な苦勞をして働き、クレインオペや玉掛などの技術者としての資格取得などを経て、2年前から中古のダンプを購入して就労していることを紹介し、「燃料代も高いし、働いても手元に残るお金は少ない。消費税10%増税は反対です」と述べ、「国籍など関係なく、同じ人間として安心して働いていける業界にするために皆さんと一緒に頑張りましょう」と参加者に呼びかけ、多くの人の共感をえました。



首都圏建設労働者の春闘決起集会で発言するナンディカさん（2月6日東京都内）